



設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の配置図

	設備名称	基準津波		敷地に 遡上す る津波	備考（津波防護対策上の特徴等）
		第5条	第40 条		
1	原子炉建屋	●	●	●	重大事故等対処施設及び設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包
2	タービン建屋	●	—	—	重大事故等対処施設の津波防護対象設備は内包しない
3	使用済燃料乾式貯蔵建屋	●	—	—	重大事故等対処施設の津波防護対象設備は内包しない
4	格納容器圧力逃がし装置格納槽	—	●	●	重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包 フィルタ装置出口配管は、建屋及び区画に内包されない設備であるとともに、格納容器圧力逃がし装置の流路であることから漂流物対策を講じる。
5	常設低圧代替注水系格納槽	—	●	●	重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包 代替淡水貯槽、常設低圧代替注水系ポンプ室、常設低圧代替注水系配管カルバートで構成
6	緊急用海水ポンプピット	(—)	●	●	重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包 (—) モータ設置エリア床面が原子炉建屋への津波の流入経路となるため浸水防止処置を講じる。 換気用配管は、建屋及び区画に内包されない設備であるとともに、漂流物の衝突による損傷箇所が緊急用海水ポンプピット内への津波の流入経路となることから漂流物対策を講じる。
7	常設代替高圧電源装置用カルバート (トンネル部、カルバート部)	—	●	●	重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包 基準津波及び敷地に遡上する津波のどちらも津波及び溢水の影響はなく新たな浸水防止対策は不要
8	常設代替高圧電源装置用カルバート (立坑部)	—	●	●	重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包 立坑部（地下）に可搬型設備接続用の電源盤が設置されており、アクセス用開口部に浸水防止処置
9	常設代替高圧電源装置置場 (西側淡水貯水設備、高所東側接続口及び高所西側接続口含む)	—	●	(●)	重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包 (●) 敷地に遡上する津波は到達しない高所の位置付けとなり浸水防止対策は不要であるが、屋外タンクからの溢水に対しては自主対策の浸水防止処置を講じる。
10	海水ポンプ室	●	●	(—)	(—) 防護対象ではないが、津波の流入経路の浸水防止対策はT.P. +24m津波に対し機能保持
11	非常用海水系配管（屋外二重管）	●	●	(—)	(—) 防護対象ではないが、津波の流入経路となるため接続する原子炉建屋側で止水処置
12	排気筒	●	●	●	防護対象ではあるが、津波・地震に対し構造上十分な強度を有することを確認。新たな津波対策は不要
13	軽油貯蔵タンク（地下式）	●	●	(●)	(●) 敷地に遡上する津波は到達しない高所の位置付けとなり浸水防止対策は不要であるが、屋外タンクからの溢水に対しては自主対策の浸水防止処置を講じる。
14	可搬型重大事故等対処設備保管場所 (西側)	—	●	●	基準津波及び敷地に遡上する津波のどちらも到達しない高所（T.P. +23m）
15	可搬型重大事故等対処設備保管場所 (南側)	—	●	●	基準津波及び敷地に遡上する津波のどちらも到達しない高所（T.P. +25m）
16	緊急時対策所建屋	—	●	●	基準津波及び敷地に遡上する津波のどちらも到達しない高所（T.P. +23m）
17	S A用海水ピット取水塔	—	●	●	水中に設置され突起物がないことから、浸水防止対策及び漂流物衝突対策は不要。ただし、漂流物堆積による取水部の閉塞影響を評価する。
18	海水引込み管	—	●	●	岩盤内地下部に設置され常時海水環境にあることから津波防護対策は不要
19	S A用海水ピット	—	●	●	岩盤内地下部に設置され常時海水環境にあることから津波防護対策は不要
20	緊急用海水取水管	—	●	●	岩盤内地下部に設置され常時海水環境にあることから津波防護対策は不要
21	原子炉建屋東側接続口	—	●	●	建屋及び区画に内包されない設備かつ津波が到達するエリアの地上部に設置されるが構造上浸水経路がないことから浸水防止処置は不要。ただし漂流物対策を講じる。
22	原子炉建屋西側接続口	—	●	●	建屋及び区画に内包されない設備かつ津波が到達するエリアに設置されるが構造上浸水経路がないことから浸水防止処置は不要。また、地下格納槽内に設置されることから漂流物対策は不要

枠囲いの内容は、商業機密又は防護上の観点から公開できません。